

公益社団法人仙台青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、公益社団法人仙台青年会議所（英文名 Junior Chamber International Sendai）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理を深め、国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(公益目的事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

(1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業

(2) 児童または青少年の健全な育成を目的とする事業

(3) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

(4) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

(5) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業

(6) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については宮城県において行うものとする。

(その他の事業)

第6条 本会議所は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

(1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

(2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業

(3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業
(事業年度)

第7条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種類)

第8条 本会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 仙台市及びその周辺の地域に住所または勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、正会員が事業年度中に満40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。
- (2) 特別会員 40歳に達した年の事業年度の終了する日に正会員であった者で、所定の手続を経た者をいう。
- (3) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、または団体で、理事会で承認された者をいう。

(入会)

第9条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならぬ。

2. このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第10条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 特別会員、賛助会員については規則に定める。

(会員の義務)

第11条 本会議所の会員は、本定款その他の規則を遵守しなければならない。

(正会員の義務)

第12条 本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費納入義務)

第13条 会員は、入会に際し、総会において定める入会金を納

入しなければならない。

2. 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第14条 本会議所の会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第15条により退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡または解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき。
- (6) 総正会員の同意（正会員に限る。）。

(退会)

第15条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

2. 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(除名)

第16条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、または本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をなし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3. 特別会員または賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

4. 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第17条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行

事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第18条 会員が第14条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 本会議所の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金または会費の返還その他のいかなる請求をもすることができない。

第3章 総 会

(種 類)

第19条 本会議所の総会は通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会、毎年1月又は2月に開催する通常総会をもって同法上の定期社員総会とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事、監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 監事予定者の推薦
- (3) 定款の変更
- (4) 計算書類及びその付属明細書（以下、「計算書類等」という。）の承認
- (5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (6) 入会金、会費の額の決定並びにその変更
- (7) 会員の除名
- (8) 合併、事業の全部または一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第22条 通常総会は、毎年1月又は2月及び9月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(招 集)

第23条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2. 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。
4. 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第24条 総会の議長は、理事長もしくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第25条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第26条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2. 理事または監事を選任する議案を決議する際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権行使の委任)

第27条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令の定めるところにより議

事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び議長が指名する正会員 2 名が署名捺印しなければならない。

第4章 役 員

(役 員)

第29条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名以上 5名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事（前各号の役員を含む。）10名以上30名以内
- (5) 監事 1名以上 4名以内

(選 任)

第30条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2. 理事は、本会議所の正会員のうちから選任しなければならない。
3. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
4. 監事は、本会議所の理事もしくは、会議・特別委員会・委員会の構成員を兼任することができない。
5. 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか 1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
6. 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
7. その他役員の選任に関する必要な事項は、規則に定める。

(理事の任期)

第31条 理事として選任された者は、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2. 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、補欠を選任しなければならない。ただし、補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
3. 理事の辞任により本定款に定める理事の員数が欠けた場合、当該理事は新たに選任された者が就任するまで、なお

理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第32条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関し1月又は2月に開催される通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 本定款に定めた監事の員数が欠けた場合、補欠を選任しなければならない。ただし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
3. 監事の辞任により本定款に定める監事の員数が欠けた場合、当該監事は新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(辞任及び解任)

第33条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(理事の職務権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事として、本会議所を代表し、業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
4. 専務理事は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事として、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
5. 理事会は、理事長及び専務理事以外の理事のうちから、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。
6. 理事長、専務理事及び第5項の業務を執行する理事は、毎事業年毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事への報告義務)

第36条 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第37条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2. 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第38条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第39条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(報酬等)

第40条 役員は無報酬とする。

(直前理事長等)

第41条 本会議所に、直前理事長、3名以下の特別顧問、3名以下の顧問（以下、「直前理事長等」という。）を置くことができる。

2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならぬ。
3. 特別顧問は、直前理事長を除く理事長経験者である正会

員のうちから選任し、理事長経験を生かし、業務についての理事長の諮問に答え、または、業務について必要な助言を行うことができる。

4. 顧問は、理事のうちから選任し、理事長の諮問に答え、または業務についての意見を述べなければならない。
5. 特別顧問及び顧問は、理事会の決議によって選定する。
6. 第31条第1項本文、第33条第1項及び第2項本文は、直前理事長等の任期、辞任及び解任にこれを準用する。
7. 直前理事長等は無報酬とする。

(会計監査人)

第42条 本会議所に会計監査人を1名以上置く。

2. 会計監査人は、総会において選任する。
3. 会計監査人の任期は、選任されたときから、選任された事業年度に関し1月又は2月に開催される通常総会の終結のときまでとする。ただし、当該通常総会において別段の決議がされなかったときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。
4. 第33条第2項本文は、会計監査人の解任にこれを準用する。
5. 会計監査人に対する報酬は、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得て理事会において定める。

(会計監査人の職務及び権限)

第43条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会議所の計算書類等及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2. 会計監査人はいつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、または理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(監事による会計監査人の解任)

第44条 監事は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
2. 前項の規定による解任は、監事が 2 名以上ある場合は、監事の全員の同意によって行わなければならない。
 3. 第 1 項の規定により会計監査人を解任したときは、監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第45条 本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第46条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長並びに専務理事の選定及び解職
 - (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 事業計画及び収支予算の承認
 - (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (5) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
 - (6) 理事の職務の執行の監督
2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 3. 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 4. 直前理事長及び特別顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第47条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2. 定例理事会は毎月 1 回開催する。

3. 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 第48条第2項または第3項に定めるとき
- (3) 第37条第2項または第3項に定めるとき

(招 集)

第48条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2. 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3. 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

4. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事、直前理事長及び各特別顧問に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事、監事、直前理事長及び特別顧問の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第49条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第50条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第51条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののか、出席した理事の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、本会議所が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式

- (3) 株主配当増資への応募
 - (4) 株主宛配付書類の受領
3. 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

(決議の省略)

第52条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事、直前理事長または特別顧問が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第53条 理事、監事または会計監査人が理事、監事、直前理事長及び特別顧問の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第34条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第54条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかつた場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

(常任理事会)

第55条 理事会に提出する議案を協議し、または理事会から委託された事項を審議するため、常任理事会を置くことができる。

2. 前項に関して必要な事項は、規則に定める。

第6章 例会及び委員会

(例 会)

第56条 本会議所は、毎月1回以上例会を開催する。

2. 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第57条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために委員会を置く。

2. 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、幹事若干名及

び委員をもって構成する。

3. 委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
4. その他副委員長、幹事の選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(室、会議、特別委員会)

第58条 本会議所は、室、会議、特別委員会を置くことができる。

2. 前項に関して必要な事項は、規則に定める。

(委員会等への所属)

第59条 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会、会議または特別委員会に所属しなければならない。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第60条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

2. 本会議所の経費は前項の収入をもってこれに充てる。

(基本財産)

第61条 基本財産は、第5条の公益目的事業を行うために保有する。

2. 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。
3. 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員数の3分の2以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。
4. 基本財産の運用益は、第5条の公益目的事業に使用しなければならない。

(財産の管理・運用)

第62条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、別に定める規則による。

(会計原則)

第63条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第64条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第65条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、1月又は2月に開催される通常総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項第3号から第6号までの書類については、一般社団・財団法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項の通常総会への報告に代えて、1月又は2月に開催される通常総会の承認を受けなければならない。

3. 第1項各号の書類、役員名簿、会員名簿、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、監査報告及び会計監査報告については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出するとともに、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供

するものとする。

4. 本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第66条 理事長は、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

第8章 管理

(事務局)

第67条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には所要の職員を置くことができる
3. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、規則に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第68条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款その他諸規則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事、監事及び会計監査人の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書及び会計監査人監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類の保存期間については規則に定める。
 3. 第1項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令に定めるほか、第69条第2項に定める規則によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第69条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、そ

の活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、規則に定める。

(個人情報の保護)

第70条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、規則に定める。

(公 告)

第71条 本会議所の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第72条 この定款は、第75条の規定を除き、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第73条 本会議所は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解 散)

第74条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第75条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第76条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財

産は総会の議決を経て、国もしくは地方公共団体または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 補 則

(委 任)

第77条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

昭和45年12月28日制定

昭和58年9月22日改正

昭和58年11月8日認可

平成20年9月18日改正

平成20年11月25日改正

平成21年1月27日改正

平成22年1月19日改正

平成23年1月18日改正

平成25年1月22日改正

平成26年1月21日改正

平成27年2月17日改正

平成30年2月7日改正